

長崎県立大学名誉教授称号授与に関する細則

平成 27 年 5 月 12 日
細 則 第 1 4 号

改正 令和 2 年 2 月 4 日細則第 2 号

改正 令和 3 年 12 月 1 日細則第 36 号

(目的)

第 1 条 この細則は、長崎県立大学名誉教授称号授与規程（平成 20 年規程第 12 号。以下「規程」という。）に基づき、長崎県立大学名誉教授の称号授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準の取扱)

第 2 条 規程第 2 条第 3 号に規定する「教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 長崎県立大学（以下「本学」という。）の教授として 5 年以上勤務した者で、本学の副学長、学部長、研究科長、専攻長、学生部長又は附属図書館長の職に通算して 2 年以上あった者
- (2) 本学の教授として勤務した者で、文化勲章、日本学士院賞、国際的な学術賞若しくはその他これらに準ずる国内外の権威ある賞を受賞した者又は文化功労者年金法による文化功労者若しくは日本学士院会員となった者
- (3) その他前 2 号に準ずるものとして学長が特に認める者

一部改正[令和 2 年細則第 2 号]

(推薦等の手続き)

第 3 条 規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する推薦については、次の各号に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 長崎県立大学名誉教授候補者推薦書（様式第 1 号）
- (2) 勤務年数表（様式第 2 号）
- (3) 功績調書（様式第 3 号）
- (4) 履歴書（様式第 4 号）

2 規程第 4 条第 1 項第 2 号に規定する発議については、前項に準ずるものとする。

(選考及び授与の時期の特例)

第 4 条 規程第 4 条第 2 項の「学長が別に定める場合」とは、退職後において、第 2 条第 2 号又は第 3 号に該当することとなった者について、選考する場合をいう。

2 規程第 5 条第 2 項の「学長が別に定める場合」とは、前項の規定により選考し、称号を授与する場合とし、名誉教授の称号は、当該選考の日をもって授与するものとする。

(決定通知)

第 5 条 学長は、前条第 2 項第 2 号の規定に該当する者に対して、選考後遅滞なく、名誉教授称号の授与の決定及び称号の授与の時期について、様式第 5 号により通知するものとする。

(名誉教授の称号を汚す行為)

第 6 条 規程第 7 条に規定する名誉教授の称号を汚す行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 本学又は本学以外で在職した機関(以下「本学等」という。)の名誉又は社会的信用を著しく傷つけた場合
- (2) 故意又は重大な過失により本学等に損害を与えた場合
- (3) 法令又は本学等の諸規則に違反した場合
- (4) 本学等の在職中における職務上の義務を違反した場合
- (5) その他前各号に準ずる行為を行った場合

(弁明の機会の付与)

第7条 規程第7条の規定に基づき、名誉教授の称号の授与を取り消そうとするときは、学長は、あらかじめ名誉教授の称号の授与を取り消そうとする者(以下「取消対象者」という。)に対し、取消しの事由を記載した説明書を交付し、書面による弁明の機会を付与のうえ、その者から提出された当該書面による弁明の内容を踏まえて行わなければならない。ただし、取消対象者が弁明の機会を放棄したときは、この限りでない。

2 取消対象者は、前項の説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、弁明のための書面を作成し、学長に提出しなければならない。ただし、取消対象者が当該書面を正当な理由なく期限までに提出しなかったときは、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(補則)

第8条 この細則に規定するもののほか、長崎県立大学名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、学長が別に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成27年5月12日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日細則第2号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日細則第36号)

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長崎県立大学名誉教授候補者推薦書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

推薦者職・氏名

下記の者を長崎県立大学名誉教授称号授与規程第2条第 号該当者として関係書類を添えて推薦します。

記

(元所属) (職 名) (氏 名)

(別紙)

1. 勤務年数表
2. 功績調書
3. 履歴書

勤 務 年 数 表

ふりがな 氏 名				生年月日 (年 齢)	年 月 日 (歳)
区 分	勤務年月数			うち副学長等としての期間	
	本学	他の大学	計		
専任の講師	年 月	年 月	年 月		
助教授	年 月	年 月	年 月		
教 授	年 月	年 月	年 月		
学 長	年 月	年 月	年 月		
通算勤務 年月数	年 月	年 月	年 月		
(その他特記事項)					

(備 考)

- ・表中「うち副学長等としての期間」については、副学長、学部長、学生部長、大学院研究科長、大学院研究科専攻長又は図書館長として勤務した場合、その職名及び期間を記入すること。

様式第3号（第3条関係）

功 績 調 書

被推薦者名

（功 績）

様式第4号（第3条関係）

履 歴 書

（氏名・ふりがな）

（生年月日・満年齢）

（出 身）

（学 歴）

（主な職歴）

（賞 罰）

（専門分野）

（所属学会）

（研究業績）

（学会での活動状況）

（社会活動）

令和 年 月 日

（被授与者） 様

長崎県立大学長 印

長崎県立大学名誉教授の称号授与の決定について

長崎県立大学名誉教授称号授与規程第 2 条の規定により、本学における（被授与者）様のこれまでの教育上及び学術上の功績は顕著であると認められることから、長崎県立大学名誉教授の称号を授与することを決定いたしましたので、通知いたします。

なお、名誉教授の称号については、（被授与者）様が長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年規程第 5 号）第 23 条に規定する年齢（満 65 歳）に達した日以後の最初の 4 月 1 日をもって授与いたします。